

預金保険料率に関する一考察 可変保険料率をわが国で導入した影響を考える

関西学院大学大学院 大塚 茂晃

< 報告要旨 >

2005年4月からのペイオフ（預金などの払戻保証額を元本1000万円とその利息までとする措置）の全面解禁が迫り、預金保険制度が注目を集めている。わが国の預金保険制度の財務状況は、毎年5000億円を超える預金保険料を集めているにもかかわらず、債務超過の状態が続いている。その保険料は、付保預金額（預金保険の保険対象となる預金）に定率を乗じて算出される固定保険料率制度をとっている。通常、保険制度は、被保険者のリスクに応じて保険料は異なる。つまり、預金保険であれば、銀行の破綻リスクに応じて、保険料率は変更されるべきであり、そのような可変保険料率を導入が望ましいであろう。

2004年6月18日に出された、預金保険料率研究会中間報告においても「定量指標を中心に金融機関をグループ分けすることが望ましい」と述べられており、可変保険料率の導入を示唆している。しかし、どのような制度にするか具体的な検討には、なお時間がかかりそうである。

そこで、本稿では、他の先進国（フランス・カナダ・イタリア）がすでに導入している制度に、公表されている財務データを用いて、わが国の銀行を適用してみることにより、わが国で可変保険料率を導入する際の指標とすべきものを明らかにし、またその導入が各銀行に与える影響について分析を行う。

厳密な適用は、データの制約上行えなかったが、全体的に他の先進国の結果と比較して、わが国の健全性は劣っている。特に、自己資本比率や収益率に関する指標においては、それが顕著であった。また、それぞれについて、詳細な分析を行った上で、暦年でも分析を行った。

その結果、わが国で可変保険料率を導入することにより、財務の健全性によって現在の保険料に比べ保険料の増減が生じるが、それが利益を大きく増減させるような影響はないことが分かった。また、わが国に対する提案を行った。

< コメント >

一橋大学 小西 大

この論文では、まず、可変保険料率の算定方法を公表しているフランス・イタリア・カナダの制度について説明し、そのうえでそれらの制度を日本の銀行に適用してシミュレー

ションを行っている。また、そのような可変保険料率制度を導入した場合に、保険料負担が銀行経営をどの程度圧迫するのか計算している。さらに、自分自身で保険料率の算定方法を考案し、そのような算定方法のもとで保険料負担が銀行経営をどの程度圧迫するのか計算している。主要な結論は以下のとおり：

- 保険料率の算定においては、自己資本比率、経費・経常費用、貸出内容・規模を指標として用いるとよい。
- 可変保険料率制度を導入しても、保険料負担の増加が銀行経営を圧迫することはない。
- モラルハザードを未然に防ぐには、可変保険料率制度の導入が望ましい。

丹念にデータを収集しシミュレーションを行っていることは十分評価できるが、分析の意義あるいはインプリケーションが必ずしも明確ではない。そこで、以下では分析に対する建設的な提案よりも質問にウェイトを置いてコメントする。

A. シミュレーションについて

1. なぜ、ランキングの決定要因を明らかにする必要があるのか？報告者は、どの指標によってランキングに差が生じたのか解釈を試みているが、そのような分析からどのような知見が得られるのか？例えば、報告者は、ランキングが高い銀行群のなかには不良債権比率の低い銀行が多いと述べているが、不良債権比率に基づいてランキングを付けているのだから、これは当然である。ランキングが、ランキングを求めするための指標とは直接関係のない、正確な健全性指標であるならば、各指標の健全性の説明力を分析することには意味がある。しかし、この論文のランキングはそのいずれでもない。
2. 算出された指標は何を基準に評価するのか？報告者は、何を基準に日本の銀行の「効率性は低い」あるいは「資産の質が悪い」といった判断をしているのか？
3. なぜ日本では、他国に比べて水準の低い指標（具体的には経費率）をファクターとして採用しなくてはならないのか？

B. 経常利益の変動率について

1. 最も健全な銀行の保険料負担率が不健全な銀行の保険料負担率の2倍程度であることが望ましいと説明しているが、なぜそのように考えられるのか？
2. 経常収支の変動は銀行の収益圧迫要因にならない。それでもモラルハザードを抑止することができるのか？

C. 大塚（案）について

1. 健全性ファクターの種類、ファクターに対するウェイトはどのように決めたらよいのか？大塚（案）では、なぜ自己資本比率、不良債権比率、経費率などのファクターを採用したのか？
2. 類似ファクターを採用することによるダブル・カウンティングの問題。大塚（案）で

は、自己資本比率と貸出の対資本比率がファクターとして用いられているが、貸出を増やした結果自己資本比率が低下するならば、自己資本比率が高い銀行を過大評価し、逆に自己資本比率が低い銀行を過小評価することにはならないか？

3. マクロ経済ファクターを用いる必要はないか？銀行の健全性は、銀行の属性に関わる要因だけでなく、マクロ経済の状況によっても異なる。もしそうならば、マクロ経済ファクターを用いる必要があるのではないか。
4. ランキングを求める際、定性的指標（銀行監督者の主観的判断）を勘案すべきか？銀行監督者自身の裁量で、銀行の健全性を判定するような制度は望ましくないのではないか。
5. 市場や預金者の規律付けなど、銀行経営者のモラルハザードを軽減するその他の要因を考慮しなくてもよいか？例えば、市場や預金者の規律付けが十分に機能しているのであれば、可変保険料率制度を導入する必要はない。
6. 保険料はどのような方法で決めたらよいか？ファンドターゲットングのような方法を採用することになるのか。

< 討論者のコメントに対するリプライ >

本稿の目的は、先進各国が導入しているような可変保険料率制度をわが国で導入した場合の影響について分析することが、その主な問題意識である。また、固定保険料率制度に比べ可変保険料率の方がモラルハザード抑制につながるという前提として、議論を行っており、モラルハザード発生の有無については、また今後の検討課題としたい。したがって、本稿ではランキングすることに主眼点はなく、現在のような固定保険料率制度から可変保険料率制度に移行する際の影響について分析することにある。

また、ランキングする際の指標の水準についても、他の先進国がすでに導入している指標とその基準において、わが国の銀行はどのようにランキングされるのかを分析した。その結果として、わが国の銀行の健全性が他の国よりも悪くなった。したがって、わが国の銀行の健全性が他の先進国と同等であるという仮定においては、制度や金融監督の違いなどから、それらの指標を可変保険料率の算定基準として導入する際には、適切な指標の水準を考える必要があることを見出すことができた。そのため、それぞれの指標について、それらの4点などをとったことによって、大塚案を提唱した。ただ、そのファクターは、先進国がすでに導入している制度のファクターが似ているため、多くの国で採用しているファクターをとった。ただ、マクロのデータを用いたものを利用している国は、本報告の対象とした国にはなく、そのようなことは考えなかった。あくまで、すでに導入している国と近い制度を考えた。

さらに、この可変保険料率制度の導入が経常利益に与える影響は、限定的なものであった。そのため、モラルハザード抑制につながるかどうかには疑問があるとのこと指摘は、同感である。したがって、経営者がどの程度の経常利益の変動に対して、経営健全化の誘因となるかということに、仮定が必要であろう。

最後に、わが国の銀行の健全性が低いかどうかは、他の先進国においても、その指標および総合結果の分布について公表している国とを比較した結果である。わが国の得点分布とそれとを比較すると、わが国の銀行の健全性が劣っていることが分かった。